

第7 防災防火対象物、防災物品

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

- ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分
- イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分
- ウ 高層建築物で、その一部が令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分
- エ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

- ア 仕切に用いられる布製のアコーディオンドア、衝立
- イ 室内装飾のため、壁に沿って下げられている布製のもの
- ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1 m 以上のもの又は面積が2 m²を超えるもの
- エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
- オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの
- カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

(2) 次の物は、防災対象物品に含まれないものであること。

- ア 大きさが2 m²以下のじゅうたん等
- イ 高層建築物で、消防安第49号又は消防予第170号の特例基準に適合する共同住宅の住居部分に使用されるじゅうたん等
- ウ 接着剤等で床に貼られた床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- エ 畳
- オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- カ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- ク 外壁にそって垂れ下がっている広告幕

(3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基政令第1条第6号に規定する難燃材料に該当する合板